

特別強化指定選手選考規定

(一社) 日本知的障害者水泳連盟
(2023年7月制定)

(目的)

パリ 2024 パラリンピックに向けてメダル獲得・入賞が期待できる選手をターゲットアスリートとして位置づけ、連盟として国際大会遠征や強化合宿等、特別に強化を行うことを目的とする。

(選考基準)

A ランク

パリパラリンピック実施種目において、パリパラリンピックの **MQS** を突破し、かつ、2022年 World Para Swimming (WPS) ランキング、または 2023年6月20日以降の WPS ランキングにおいて上位3位以内にランキングされた選手

B ランク

パリパラリンピック実施種目において、パリパラリンピックの **MQS** を突破し、かつ、2022年 World Para Swimming (WPS) ランキング、または 2023年6月20日以降の WPS ランキングにおいて上位8位以内にランキングされた選手

C ランク

2022年4月以降、パリパラリンピック実施種目においてパリ 2024 パラリンピックの **MET** を突破した選手

また上記以外に、会長が特別に認めた選手

なお、ランクについては、条件を満たせば変更があり得る。またランクの指定については、2023年6月20日以降の WPS ランキングにおける最高順位を採用する。

(指定期間)

1. 2023年6月～パリ 2024 パラリンピック終了時まで
2. 一旦、特別強化指定選手に指定された選手は、**WPS** ランキングが下がっても指定の取り消しはしない。

(特別強化指定選手の遵守事項)

特別強化指定選手は下記のことを遵守しなければならない。

1. 原則、指定された国内外の合宿および大会への参加
2. 原則、指定された連盟主催行事等への参加協力
3. 練習状況の報告
4. 健康など医学的状況変化の報告
5. アンチ・ドーピングに関する規程の遵守
6. トップアスリートとしての礼儀と規律の遵守

(特別強化指定選手の取り消し)

1. 特別強化指定選手の遵守事項を守らなかった場合は、事情を調査の上、特別強化指定を取り消すことがある。